平成２９年（フ）第８７１号
仙台市太白区中田７丁目６番１－101号
債務者　佐々木咲雅
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
長野県上田市国分1517番地２　パナハイツＨＯＲＩ103号
債務者　森　　春香
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第４４０号
兵庫県姫路市飾磨区加茂254番地　ドミール加茂203、従前の住所兵庫県姫路市継167番地26
債務者　石田　達貴
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４４２号
兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目703番地１グランボナール下野田Ⅱ104号、従前の住所兵庫県神崎郡福崎町福崎新222番地１レオパレス222　203号
債務者　井上　英樹
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４５４号
兵庫県姫路市飾磨区城南町３丁目11番地アビタシオンメグムⅡ　101
債務者　宮原　浩子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２６号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉467番地４　ファインシアコート103号室
債務者　山本　沙紀
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町15番地２（５－207号）
債務者　國田よちえ
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第８２９３号
東京都目黒区大橋１丁目１－５－1104
債務者　加納　裕己
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３０６号
東京都豊島区上池袋２丁目44－７
債務者　竹中　光子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３４５号
東京都足立区綾瀬２丁目１－11－101
債務者　田中のり子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３５９号
東京都中野区南台４丁目54－３－205
債務者　朝長　　愛
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３６７号
東京都港区芝５丁目23－５－201
債務者　伊藤　利香
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３６８号
東京都北区赤羽西２丁目32－10
債務者　阿部　洋子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３７０号
東京都練馬区石神井町２丁目35－11
債務者　勝田　洋子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３７３号
東京都板橋区三園１丁目９－12
債務者　田中　功一
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部